★ The Online Magazine of the U.S. Embassy and Consulates in Japan ★

米国大使館

アメリカの素顔を映すマガジン

Spring 2008

American View

アメリカン・ビュー

児童ポルノの被害者は
その影響に一生苦しめられます

Trafficking in Persons

人身売買との戦いに関する記事の第２部を掲載します。

Bullying

いじめの現状とその解決策について専門家が語ります。

Volunteerism

米国のボランティア精神について、事例を用いて説明します。

From the Editor

編集長が本号の概要をご紹介します。

From the Editor

春の到来とともに、日本は美しい桜の季節を迎えました。南北に長い日本列島では、すでにお花見を済ませた方もいれば、開花を心待ちにしている方もいるでしょう。

子どもたちは、私たちの国と世界にとってかけがえのない宝であり、未来そのものです。子どもたちが桜のように花開き、強く成長するように、きちんと教育して保護し、慈しむことは、各家庭だけでなく社会全体の責任です。American View 春号では、前号に続きスコット・ハンセンの論文「人身売買—現代版奴隷制度との戦い」を掲載します。今回の第２部では、人身売買の最悪の形態であり、子どもたちに影響を及ぼす暴力的な犯罪である児童ポルノの問題を主に取り上げます。

同じく「子どもを守る」というテーマで、学校でのいじめ問題を専門に研究しているドロシー・エスペラージュ博士に話を聞きました。いじめの悲しい結末については日米両国でよく知られており、学校でのいじめを防ぐプログラムの策定の重要性が広く理解されるようになりました。American View とのインタビューで、エスペラージュ博士は、学校が安全な場所と感じられるようになれば子どもの学業成績は上がる、と力説しています。

３つ目の記事はボランティア活動に関するものです。ボランティア活動は、米国の国民生活とは切っても切り離せないもので、援助を必要としている人々を支援する慈善活動や寄付は、米国社会全体で行われています。本号では、米国政府がいかにボランティア活動を奨励しているか、を取り上げます。国務省の専属ライターであるマイケル・ジェイ・フリードマンが概要を説明し、具体的な事例として大使館職員がかかわったボランティア活動を紹介します。

では、American View の 2008 年春号をどうぞお楽しみください。

デービッド・M・マークス　編集長

American View

--2008 年 春号 --

編集・発行
在日米国大使館広報・文化交流部
〒 107-8420　東京都港区赤坂 1-10-5

本誌掲載の記事は、必ずしも米国政府の見解や政策を反映するものではありません。本誌に対するご意見・ご感想は、*American View* ページ（http://japan.usembassy.gov/american-view.html）にあるフォームで送信してください。

©2008　在日米国大使館
無断転載を禁ず。

＜表紙＞　人身売買の被害者となったビルマの子どもたち（写真　Kay Chernush for the U.S. State Department）

Trafficking in Persons

人身売買—現代版奴隷制度との戦い（第２部）

スコット・ハンセン

American View 冬号では、私が人身売買という忌まわしい犯罪と出合った経緯をお話ししました。あるフィリピン人女性から、だまされて日本に連れて来られたことや、日本でひどい仕打ちを受けたことを聞いて、そのような野蛮な犯罪が身近に起こり得ることを知り、私はショックを受けました。在日米国大使館政治部で人身売買の問題を担当している今、この犯罪が世界中で増加していると報告しなければならないことは残念です。私たちはこれまで以上に協力して、人間を奴隷のように扱うことをやめさせなければなりません。

前号で人身売買被害者保護法（TVPA）が定義する人身売買撲滅政策の３つの「Ｐ」、つまり人身売買の「防止（Prevention）」、被害者の「保護（Protection）」と更正、および積極的な捜査に続く人身売買業者の「訴追（Prosecution）」について説明しました。また、TVPA では、同法が設定した「最低基準」に基づき、各国の防止・保護・訴追政策とその政策の実施状況に「成績」をつけることによって、深刻な人身売買の根絶に向けた各国政府の取り組みを毎年、評価・報告するよう米国国務省に義務付けていることも説明しました。日本は 2005 年に人身売買根絶の取り組みで第２階層国に昇格しましたが、2006 年と 2007 年の報告書では、まだ TVPA が定める最低基準を完全に満たしていませんでした。以下では、人身売買報告書で日本が第１階層国という評価を受けるために取り組む必要がある分野についてお話します。

児童ポルノ

児童ポルノを規制する効果的な政策を持たない政府が、人身売買との戦いで評価されることはありません。児童ポルノの画像には、人身売買の最悪の形態である子どもに対する残酷な性的暴力が描かれているものが多いのですが、日本では児童ポルノの購入と単純所持が違法でないため、こうした画像に対する世界的な需要を生む一因となっています。

児童ポルノは、幼い子どもに影響を及ぼす暴力的犯罪です。米国の捜査当局によると、児童ポルノのコレクターはほぼ必ず、思春期前の子どもの画像を所持しています。捜査当局の調査では、こうしたコレクターの 83%は６歳から 12 歳までの子どもの画像を所持していました。また、３歳から５歳の子どもの画像が関係した児童ポルノ事件は全体の 39%で、３歳未満の幼児や乳児が関係したものは全体の 19%でした。米国の研究者によると、児童ポルノ事件の 21%が、緊縛、レイプ、拷問などの暴力を描いた画像に関係するものであり、それらほとんどが、猿ぐ

スコット・ハンセン
在日米国大使館政治部で人身売買、宗教、難民、人権等の問題を担当。前任地はタイの在チェンマイ領事館。2003 年の国務省入省前にＪＥＴプログラムに参加し、高知市で英語教員を務めた。ミシガン大学アナーバー校で経済学士号取得。

つわをはめられたり、縛られたり、目隠しされたりといった、加虐的な性行為に耐えている子どもの画像であることが分かりました。オーラルセックスを含む子どもとの性交の画像が問題となった事件は、全体の約 80%でした。

児童ポルノの悪夢は、虐待がなくなっても終わることがありません。レイプや性的虐待を受けた子どもたちは、性器損傷や裂傷のようなひどい傷害を負ったり、性感染症の危険にさらされたりすることが多くなっています。心的外傷も計り知れないものがあり、うつ病、引きこもりなどの精神疾患に一生苦しめられます。加えて、虐待の様子を撮影した写真やビデオは永久に残り、被害者を絶えず苦しめます。たとえ被害者の子どもが虐待する人間から逃れたとしても、自分が虐待されている写真やビデオをほかの小児性愛者たちが見て興奮していることを知る恐怖から逃れることはありえません。

さらに、児童ポルノという犯罪が、現実の子どもに対する性的虐待につながることを示すたくさんの証拠があります。2007 年の米国政府の調査によると、児童ポルノ関連の犯罪で有罪判決を受けた者の 85%以上が、子どもを性的に虐待したことを認めています。児童ポルノを売買する者は、彼らの支援グループの役目を果たしている同好者のネットワーク（チャットルーム、Ｆサーブ、ニュースグループ、インターネット掲示板、ウェブサイトなど）に参加しています。彼らは簡単に出会い、お互いに親近感を持ち、連絡を取り合って児童ポルノを売買します。そして、自分と同じような人間がいることで安心し、自らの犯罪行為を正当化します。子どもに対する性的空想は容認できると考える同好の士で構成される巨大ネットワークの一員であると感じます。そのため、空想を実行に移すことに対する抑制力が低下し、実際に子どもを性的に虐待する可能性が高まります。連邦捜査局（ＦＢＩ）の行動分析課を含め、世界中の多数の心理学専門家が、子どもへの性犯罪者に関する研究でこの関連性を立証しています。犯罪者から得た情報を分析すると、児童ポルノ愛好家の中には、児童ポルノに刺激されて、自分たちの空想の世界を現実の子どもで実現しようとする者もいることは間違いありません。

子どもに性的虐待を行う人間は、児童ポルノを使って子どもたちを誘惑します。子どもを装うおとり捜査官によると、性犯罪者は、子どもと性的関係を持つ可能性を高めるために子どもたちを「教育」するプロセスの一環として、児童ポルノの画像を日常的に送りつけてくるそうです。性犯罪者たちは、大人との性行為が楽しく容認されているものだと納得すれば、子どもは性的関係を結ぶようになると期待して、ほかの子どもが大人との性行為を楽しんでいるように見える画像を子どもに送って彼らの感覚をまひさせ、抵抗感を弱めようとします。

児童ポルノに関連するリスクは、画像が実際のものであろうと、漫画であろうと変わらないように思われます。自国の法廷で児童ポルノの問題に取り組んできた米国は、絵と現実の子どもの画像とは違うということは認識していますが、児童ポルノを描いた漫画やアニメの売買は犯罪とすべきであるという立場を取っています。子どもに性的虐待を行う人間は、現実の子どもの画像と同じように、子どもに対する性的虐待を描いた漫画やアニメなどの虚構の画像を使って自分たちの空想をあおり、現実の子どもに対する欲望をかき立て、子どもたちの性行為に対する抵抗感を弱め、感覚をまひさせ、性行為は楽しくて受け入れられていることだと納得させることで、傷つきやすい子どもたちを教育して性的関係を持とうとします。これは、特に現実の子どもの画像と区別しがたい合成写真やコンピューター・グラフィックス（ＣＧ）画像に言えることです。子どもに性的関心を抱きがちな人間が見れば、子どもに対する性的虐待を描いた漫画やアニメさえも、このような関心が正しいものであることを証明し、子どもに対する性的空想を促し、こうした行為を正当化する手立てになりえます。そして、彼らが子どもを性的に虐待して自分の空想を実行に移す危険が高まります。子どもが性行為を行う露骨な画像は、それがすでに被害者となった現実の子どもを写した画像か、無邪気で傷つきやすい子どもを誘惑して実際の被害者とする目的で使われる、作られた画像であるかにかかわらず、すべて危険

です。控えめにいっても、このような画像を簡単に入手できることは、私たちの社会で子どもに対する性的搾取や小児性愛的関心を促進する一因になります。

法律でＣＧや漫画・アニメによる児童ポルノを禁止しないことが問題なのは、性的虐待につながるからだけではありません。ほかの種類の児童ポルノを取り締まる法律の執行能力を損なう結果にもなっているからです。さらに、このような画像の単純所持を違法とする適切な法律がない場合には、子どもたちに対する性的搾取が増加し、子どもたちが小児性愛者向けの商品として、私たちの社会で永遠に受け入れられるものになってしまうリスクに直面します。

日本の児童ポルノは世界のほかの国々にも影響します。インターネット利用の増加により、国境による制約を受けることなく、児童ポルノを入手、売買、配信する人の数が激増しました。加えて、今日の巨大な児童ポルノ市場は、規模がさらに拡大し、内容もずっと過激になっています。そして、この市場が大きくなっている要因は、児童ポルノの所有者がどん欲にこれを求めるからです。さらに悪いことに、この欲求を満たすには、より多くの子どもたちに対し、さらに過激なやり方で、実際に性的虐待を加えるしかありません。この犯罪から影響を受けない国はありません。そして、世界中の子どもたちを確実に保護するには、政府、法執行機関、市民社会が協調して取り組む必要があります。

米国にも深刻な児童ポルノの問題がありますが、わが国の法的枠組みは、法執行当局に、児童ポルノ関連の犯罪者を効果的に捜査・訴追するために必要な手段を与えています。日本では、

米国政府から資金援助を受け、人身売買の危険から子どもたちを守っている学校で遊ぶタイの少女たち（写真　Kay Chernush for the U.S. State Department）

児童ポルノの単純所持を犯罪とする法律がないため、警察が児童ポルノ関連の犯罪を積極的に捜査することができない場合が多くあります。日本のインターネット・サービスプロバイダーは、法執行当局が、児童ポルノを取引し広めるためにつくられた日本のｅグループ、ニュースグループ、インターネット掲示板の大幅な増加に追いつくことができないと認識しています。警察庁によると、児童ポルノの単純所持が違法でないため、捜査員が容疑者のコンピューターを押収したり、捜索するために捜査令状を取ることはほとんど不可能です。今日の児童ポルノ関連の刑事訴追は、多くの場合、コンピューターのハードドライブに保存された画像がらみか、もしくは児童ポルノの画像にアクセスしたことが判明しているインターネット・プロトコール（ＩＰ）アドレスに端を発します。日本の裁判所は、ＩＰアドレス情報に基づいて捜査令状を発付することができないため、日本の警察は児童ポルノの取引と効果的に戦うことができません。

また、単純所持を犯罪とする法律がないため、日本は多くの場合、児童ポルノ関連の国際的な捜査に参加することができません。日本の警察庁は世界の法執行当局の間で高い評価を得ており、さまざまな国際捜査で広く協力しています。しかし残念ながら、日本では児童ポルノの所持が違法でないため、警察庁は、最も頻繁に実施される児童ポルノ関連の国際捜査に参加することができないのです。その捜査とは、児童ポルノを取引する商業ウェブサイトやその他のインターネット・コミュニティーから得た膨大な顧客リストを捜査対象にしたものです。これらの事件では、法執行機関が法的手続きを取るために使うことができる証拠は、捜査対象がパソコン上で児童ポルノを所有している、という事実だけです。こうした国際捜査では、ある国がほかの国に証拠を渡し、児童ポルノを所有していると信じるに足る根拠がある場合に捜査令状を取ってパソコンを押収します。押収したパソコ

ンの証拠に基づき、通常はまず児童ポルノの所有の罪でこの捜査対象を逮捕しますが、多くの事件では、捜査員は、これらの画像を所有しているだけでなく、子どもを虐待してこうした画像を製造している、最も罪が重い犯罪者を見つけ出します。

警察の捜査権限が強くなりすぎることを理由に単純所持を違法とすることに異議を唱える人がいますが、私はそれに強く反対します。児童ポルノの所有を違法とする法律は、子どもに対する大きな脅威に対処することを目的としており、それ自体で警察に新たな権限を付与するものではありません。個人のコンピューターを捜索して単純所持を違法とする法律を執行するには、警察はまず裁判所に捜査令状を申請しなければなりません。そのコンピューターに犯罪の証拠があると信じるに足るほぼ確実な根拠があると判断しなければ、判事は令状を出しません。裁判所命令なしに違法な捜査または押収を行いたいと思っている腐敗した警察官の場合には、児童ポルノの所有を違法とする法律がなくてもこのような不正を行います。こうした行為には直接対処すべきであり、子どもの保護という極めて重要な問題に取り組むことを目的とした刑事法の成立を拒絶することによって対処すべきではありません。最も重要なことは、今、子どもの権利が侵害されていることを認識することです。子どもが日常的に犠牲となっている現状を食い止めるために行動することが、私たちの最優先課題です。

「少女と地域の開発・教育プログラムセンター（DEPDC）」は、教師や地域の指導者と協力して、子どもたちが人身売買の犠牲者にならないよう活動している（写真　Kay Chernush for the U.S. State Department）

民主的な市民社会の法律には、子どもたちが成人市民へと健全に成長することを保障する規定があります。プライバシーや言論の自由は重要な権利ですが、無制限に認められるものではありません。例えば、米国の裁判所は長年にわたり、わいせつと児童ポルノに保護を受ける権利は与えられていない、という判断を下してきました。この点と、子どもに性的虐待を加える画像がもたらす深刻なリスクにかんがみ、連邦議会は、子どもを守ることの本質的な利益はプライバシーや言論の自由の権利の侵害よりも重要であると判断し、児童ポルノを取り締まる厳しい法律を成立させました。各国政府は、子どもを性的に虐待する人間や児童ポルノ愛好家など、子どもを性的に搾取する者から子どもを守ることに強い関心を持っています。その関心は、単純所持による児童ポルノの使用を含む流通網のあらゆるレベルで、児童ポルノの取引を撲滅することにまで及んでいます。

今、世界規模での子どもの保護に貢献するまたとない機会が日本に巡ってきました。「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（児童買春法）」の３年間の見直しが、今年期限を迎えます。主要８カ国の中で児童ポルノの所持を非合法化していないのは日本とロシアの２カ国だけです。米国は、福田首相と鳩山法務大臣が先ごろ国会で、単純所持を違法とすることを求める発言をしたことに加え、複数の政党に法律を見直す動きがあることを歓迎して

います。また、日本の国会が児童買春法を改正して、児童ポルノの広告、入手、購入、所持を犯罪とし、処罰することを期待しています。この改正が行われれば、児童ポルノという忌まわしい犯罪との国際的な戦いに、日本の法執行官の専門知識や技術を役立てることが可能になるので、世界中で子どもの保護を著しく強化することができます。

また、児童失踪・児童虐待国際センターは、世界のベストプラクティス（最優良事例）としては存在するにもかかわらず、日本にはない法律がもうひとつある、としています。それは、児童ポルノに関連する活動を法執行当局に通報することをインターネット・サービスプロバイダーに義務付ける法律です。米国は、日本の国会がこの有用な法律の採択を検討することも期待しています。

被害者の認知

米国政府は、人身売買の被害者として分類が可能な女性が、日本の当局によって強制送還されたという報告を何件か受けました。日本には、正式な被害者認知手続きがないため、日本政府は人身売買被害者が犯罪者として強制送還されることはないと保証することができません。

人身売買被害者が自ら名乗り出ることはほとんどありません。被害者たちは、自分の身に起きたことを話したがりません。特に最初の面接ではそうです。それには多くの理由があります。ほとんどの被害者は、当局に話したら暴力を振るうと言って売買業者から脅されていますし、警察に通報したら家族に危害を加えると警告されている場合もあります。さらに、被害者が知らない人を信用することは考えにくく、ことに国籍や話す言葉が違う人は信用しません。面接官が警察官である場合は特にそうです。被害者が生まれた社会では、当局が腐敗している場合が多々あります。人身売買から逃れた人々は通常、母国の警察に不信感を抱いているため、自分が搾取されている国の法執行機関にも同様に恐怖心を抱きます。また、被害者は、売買業者から、警察の残忍な行為と強制送還についてうそを聞かされているので、当局に犯罪者として扱われ、拘禁され、強制送還されると信じるようになります。被害者が売買業者と個人的な関係を結んでいる場合もあります。例えば、女性を売買するために配偶者ビザを使う事例は世界中で増加しています。たとえ「配偶者」から虐待を受けていたとしても、配偶者を警察に引き渡すことに抵抗を感じる被害者もいます。

人身売買の被害者を見分けるには、法執行官は特別な訓練を受けていなければなりません。どの国でも、警察官の最も重要な任務は、犯罪行為を特定した上で犯罪者を逮捕し、公共の安全を確保することです。被害者の可能性がある人を面接する際に警察官が最優先することは、犯罪の立件です。そのため警察官は、人身売買の被害者を正しく認知する上で適切でない質問をすることになります。人身売買の被害者を認知するための所定の手続きがなければ、ある人物が人身売買の被害者であることを示す兆候に警察官や入国審査官が気づく可能性は低くなります。米国では被害者の認知手続きが整備される以前、売春禁止法違反の女性を逮捕するよう訓練されてきた警察官は、人身売買の被害者と売春禁止法違反者の違いを見分けることは困難だと思っていました。また、特定の人物の米国滞在が合法かどうかを判断する訓練を受けてきた出入国審査官は、人身売買の被害者を不法移民、不法就労者、あるいは売春婦と見なしていました。このように人身売買の被害者を犯罪者として認知すれば、罪のない被害者を拘禁したり強制送還したりすることになります。

警官と入国審査官、特に風俗店従業員（および労働者）と接する機会の多い担当官は、加害者による監禁、強制労働、性行為の強要、虐待などに関する情報を引き出すための正式な尋問方法について訓練を受けなければなりません。警察庁は、警官を対象に、被害者の認知に関する情報を提供する会議を定期的に開催していますが、これは正式な訓練の代わりとして十分ではありません。正確に被害者を選別するには、まず、実際に面接を行う前に評価できる指標を審査します。以下に示す指標は、被害者の可能性がある者を見分ける際に役立ちます。

- 被害者の可能性がある者の年齢
- 被害者が従事する仕事の性質（ホステス、デートサービス、工場労働者など）
- 誰かに管理されている証拠がある
- あざやその他の身体的虐待の痕跡がある
- 恐怖心やうつの症状が見られる
- 自分のことを話さない、あるいは現地の言葉を話さない
- パスポートやその他の身分証明書や渡航書類がない

これらの指標がひとつでも当てはまる場合には、面接官は人身売買であることを示す重要な要素があるかどうかを判断するために、次のような質問をすべきです。

- どのような仕事をしていますか。
- その仕事を知った経緯を教えてください。どのように応募しましたか。
- 仕事の仲介料を支払いましたか。誰が渡航費用を負担したのですか。
- どのように日本へ入国したのですか。
- 身分証明書や渡航書類は取り上げられましたか。
- パスポートはどこにありますか。
- 現在の仕事は最初に予想していたような仕事ですか。
- 日本到着から働き始めるまでどれくらいの期間がありましたか。
- 報酬を受け取っていますか。金額はいくらですか。もらったお金は自分の手元に残すことができますか。
- 返済しなければならない借金がありますか。
- 自分が望めば、仕事を辞めることができますか。
- 自分の思い通りに行動できますか。
- 今までに自分や家族が脅されたことがありますか。
- 職場や生活の環境はどうですか。
- どこで寝泊りしていますか。
- 食べたり寝たりトイレに行くのに許可が必要ですか。
- 外に出ることができないように部屋のドアや窓に鍵がかかっていますか。

捜査と訴追を効果的に行うためには、早期に被害者を認知することが重要です。人身売買の捜査は最初が肝心です。起訴された人身売買事件に関する国際調査では、被害者の早期の認知とその後の捜査官の対応によって、人身売買業者に対する訴追のスピード、容易さ、および成否が決まることが分かっています。結局のところ、最初に対応した捜査官が被害者認知手続きの正式な訓練を受けていた場合に、最大の成果が上がっています。そのような捜査官は被害者のニーズにより敏感で、彼らの最適な扱い方を知っており、証拠を裏付ける優れた情報源を持っています。日本では、各地の所轄警察署が、人身売買の疑いがあれば警察庁の生活環境課に通報するよう指示されています。これは大きな前進です。私たちは日本政府が、被害者の認知手続きの導入に加え、この重要な手続きの促進を続けるよう願っています。

被害者の保護

日本政府の人身売買政策に関する最大の懸念のひとつは、被害者の保護です。現在、各地の婦人相談所では、母国語による被害者へのカウンセリングは行われておらず、被害者に証言を促すための公式の政策やプログラムもなく、婦人相談所のスタッフは、人身売買被害者の特定のニーズを満たすための十分な訓練を受けていません。また、本国への送還の影響について評価を行うのが遅すぎるため、被害者が本国でつらい目にあったり報復を受けるような場合でも、代替策を提案することができません。

社会復帰を促す安全な環境が保護の基盤であり、捜査と訴追での被害者の協力を促すための前提条件でもあります。被害者に母国語でカウンセリングを行うことは、安全な環境づくりに重要であり、また被害者の中には暴力によるトラウマを経験している人もいるため、彼らが社会復帰を果たす上でも欠かせません。婦人相談所には通訳サービス（通常は、警察官による尋問に利用されます）を雇う資金が提供されていますが、婦人相談所のスタッフによると、これらの通訳者は被害者に対するカウンセリングの訓練を受けていません。通訳者が被害者に対し、

犯罪者に対するのと同じような尋問型の面接手法を使い、被害者の精神的トラウマをさらに悪化させるという報告があります。

日本の関係省庁が策定した「人身取引対策行動計画」は、人身売買被害者の捜査と訴追への協力を促すことには触れていません。政府が被害者の協力を重視しなければ、警察や婦人相談所のスタッフが被害者に協力を促す可能性はさらに低くなります。婦人相談所のスタッフは、被害者が捜査に協力することを思いとどまらせるようにしており、自らそれを認めています。その理由は、被害者が協力すれば、彼らの滞在が長期化し、婦人相談所の限られた資源を使うことになるからです。婦人相談所のスタッフによると、ある事例で婦人相談所は、政府の指示がないため、被害者に代わって弁護士に連絡することはできないと被害者に言ったそうです。加えて、精神的に安全と感じられる環境は、被害者に捜査と訴追への協力を促すための前提条件です。母国語でカウンセリングを受けることができないと、被害者は精神的な安全を感じることができないため、多くの場合、裁判手続きが始まる前に本国送還を選択すると報告されています。

厚生労働省の「婦人相談所における人身取引被害者支援の手引き」は、警察その他の機関と連携するよう婦人相談所に指示していますが、被害者が人身売買容疑者を刑事または民事告発する際の明確な支援手続きは定めていません。このガイドラインは「被害者が告訴を希望する場合」のみに適用され、被害者に告訴を促すための指示は全くありません。

西ヨーロッパで働くこの売春婦の女性は、脅されて全収入を人身売買業者に渡している。豊かなヨーロッパ諸国では性的目的の人身売買が多く見られる（写真　Kay Chernush for the U.S. State Department）

人身売買の被害者は、配偶者からの暴力の被害者とは異なる支援や配慮を必要とします。カウンセリングは、人身売買の被害者が経験する特異なトラウマに応じたものでなければなりません。また、カウンセラーは、語学力を備え、文化面で細かな神経が行き届いていなければいけません。政府は各地の婦人相談所を集めて年次会議を開催し、また前出の手引きを全国の婦人相談所に配布していますが、これらの対策は正式な訓練の代用とするには不十分です。婦人相談所のスタッフは、政府が提供する、人身売買の被害者を適切に扱うための訓練、人員、資金、指導などは十分でないと明言しています。人身売買の被害者の特定のニーズに応えるための訓練を婦人相談所のスタッフに行っていないことから、政府は被害者を十分に保護することができません。

ベストプラクティスの政策は、人身売買の被害者が報復やつらい状況に直面する可能性がある国への移動以外の合法的な代替案を政府が被害者に提示することです。日本政府は人身売買の被害者を認知すると自動的に婦人相談所に送りますが、婦人相談所は現在、本国送還前の居所としてしか利用されていません。日本の法律により人身売買の被害者に認められる在留資格では、事業の運営や、給与の支払いを受けるような活動に従事することが禁じられているので、彼らはこうしたシェルターにとどまるほかありません。被害者は経済的に自立することができず、社会福祉を受ける資格もないので、本国送還以外の合法的な選択肢はありません。

さらに、本国に送還されると被害者がつらい目にあったり報復を受けるとの判断が下された後には、もはや政府が送還に替わる合法的な手立てを示すことはできません。現在、本国送還の影響を日本で評価しているのは国際移住機関（ＩＯＭ）だけです。ＩＯＭが事件に関与すれば、当然、被害者が本国に送還されることを意味するため、この評価は、被害者が苦難や報復に遭

うと予見される場合に、本国送還に替わる手立てを提供するという枠組みの中で行われるわけではありません。

結論

人身売買の問題と戦っているのは日本だけではありません。世界の多くの国々が、日本の経験から多くを学ぼうとしています。そして、日本政府がこの犯罪との戦いに、国際社会を積極的に関与させていることは、極めて有効なことです。米国は、今よりも希望に満ちた世界を築くために、日本と引き続き協力していきたいと考えています。

その中で、私たちには次のようなことができると思います。

- 日本に人身売買が存在することを周りの人々に知らせましょう。この忌まわしい犯罪が国際的に認識されたのは比較的最近のことです。情報を流しましょう。被害者が自由意志で日本に来たとしても、また、被害者がいくらかのお金を持って本国に帰る可能性があるとしても、彼らがだまされてきたのであり、自由がなく、犯罪の被害者であることを人々に伝えましょう。
- 売春と人身売買との間に強い関連性があることを忘れないでいましょう。風俗街の繁栄を許せば、被害者の搾取に適した環境が作り出されます。性的サービスを受ける客は、風俗産業の需要を生み出し、人身売買業者にとっての機会をつくり出します。
- 人身売買と児童ポルノに関する記事や論文を書いて発表しましょう。
- 搾取的な環境で営業する業者を知っている場合には警察に通報しましょう。
- 被害者を支援する非政府組織（ＮＧＯ）やその他の組織でボランティアをしたり、寄付をしましょう。

最後に、コリン・パウエル前国務長官の言葉を引用します。

「私たちが人身売買と戦うのは、この犯罪の被害者と被害者となり得る人々のためだけではない。私たちは、私たち自身のために戦っているのだ。それは、他人の尊厳を守らなければ、人間として自らの尊厳を十分に守ることはできないからである」

Bullying

いじめの現状とその解決策

2008 年２月 22 日取材

学校でのいじめは、日米共通の大きな社会問題となっています。両国がそれぞれいじめを防止する方法を模索する中、米国国務省の招きで２月に米国のいじめ問題の専門家ドロシー・エスペラージュ博士が、日本と韓国でこの問題の現状と解決策について講演しました。今回は、エスペラージュ博士とのインタビューを掲載します。

問：いじめの研究に興味を持った経緯を聞かせてください。

答：私自身がいじめにあった、あるいはいじめっ子だったというような興味深い裏話を聞きたがる人が多いのですが、実はそんな裏話は何もないのです。私は勉強が好きで、運動にも熱心だったので、学術的にいえば「リエゾン（調整係）」、つまり異なる仲間集団の間に入って折り合いをつけることができる立場にありました。父が海軍に入っていたため引っ越しが多く、私はいつもクラスの新顔で、すでにできあがっていた仲間集団に属していませんでした。そのため、リーダー格の子どもに歯向かってもあまり失うものがなかったので、気がつくといじめられている子どもたちの肩を持っていました。

それはそれとして、インディアナ大学で児童心理学を勉強したときに、若者の暴力全般に興味を持つようになりました。そして、連邦政府から資金提供を受けたプロジェクトの研究職に就いたのですが、ある時「いじめ」という、密かに行われる陰湿で低レベルの攻撃について論じた、ノルウェーの大学教授の論文に出合いました。当時このようなレベルの暴力行為はあまり一般的ではなく、私たちのプロジェクトで開発した、深刻な身体的攻撃に介入するマルチメディア・ツールはあまり効果がありませんでしたが、介入グループに参加した子どもたちによるいじめの確率が下がったという意味では、プラスの効果が見られました。

そこから研究が始まりました。欧州のデータが米国の事情にも適用できるか確信がなかったので、子どもの面接調査を始めたところ、彼らは人に好かれたい、また周囲に溶け込みたいがためにお互いをいじめている、と話し始めたのです。同席していた大学院生の助手に「今の話、聞いた？」と尋ねたのを今でも憶えています。なぜそんなことを言ったかというと、このような動機でのいじめはこの分野の従来の文献では確認されておらず、攻撃的な子どもは遊び仲間のつまはじきにされるというのが定説だったからです。

問：子どもがいじめに走る理由は何だと思いますか。

答： いじめられた側の身になって考えることができない、怒りをコントロールできない、物事に的確に

ドロシー・エスペラージュ
1997 年にインディアナ大学でカウンセリング心理学の博士号を取得。いじめと青少年の攻撃性、青年期および若年成人の摂食障害、慢性疾患をわずらう子どもを持つ家族の心理社会的適応など、健康に関連した行動に関する研究がある。

対処できない、感情を抑える能力に劣る、大人との愛情関係が築かれていないなど、個人の性格特性が原因で、子どもがいじめの危険にさらされる、つまり子どもに何か問題があるためにいじめに走ると考える傾向にあります。しかしこれは誤りです。今述べたような特性によって生まれるリスクは、ごくわずかです。問題が起こるのは、家庭内暴力を目にしているなど、子どもが暴力的な環境に置かれている場合や、家庭で感情について話し合うことがなく、感情を抑えて問題を解決する術を教えられていない場合、さらにいじめについての規範がない学校に通っている場合です。教師が互いをいじめ合い、先生が生徒をいじめ、校長が教師をいじめる。つまり、いじめという行為のお手本が学校にある場合です。

いじめを生む社会的要因のうち最も影響が大きい因子は、仲間集団の中で生まれ維持されます。いじめを行う子どもというのは非常に人気があり、これは世界共通です。いじめっ子は運動選手として最も尊敬されていたり、社交的であることが多いので、人に好かれるわけです。そしてこうした性格特性を生かして、ほかの子どもをうまく自分に従わせます。子どものころ、母親に「お前に悪い影響を及ぼすから、あの子とは付き合ってほしくないのよ」と言われた覚えはありませんか。これは一理あるのです。子どもたちはいじめ、ずる休み、麻薬や飲酒、セックスなどを通して友達付き合いをするのです。

同時に、いじめという行為によって、仲間集団内で自然に序列が確立される、という側面があります。ここで進化心理学を論じるつもりはありませんが、霊長類モデルが典型です。霊長類の集団内での攻撃的行為は、人間の中学生の集団内での攻撃的行為と酷似しているのです。

問：いじめはかつて、あって当たり前のこと、通過儀礼、あるいは子どもが耐えることを学ばねばならないことである、という見方が一般的だったと思います。そういった態度は変わってきていますか。

答：私はさまざまな国で講演してきましたが、日本の聴衆も、中東や米国の聴衆も、あまり差はありません。どの国でも「（いじめを）深刻に受け止め過ぎではありませんか。単に大人になる過程の一部ではありませんか」と聞かれます。聴衆の多くはそう思っているので、誰かが手を上げてこの質問をしてくれるのはありがたいことです。私の反論としては、いじめは薬物使用や飲酒と同じです。これらの習慣も青年期にはよく見られますが、こうした問題については、私たちは真剣に取り組み、予防努力をしています。いじめは慢性的に被害にあっている子どもには深刻で長期的な影響を及ぼしますし、世界中どこでも、慢性的にいじめを行う子どもは将来犯罪にかかわる危険性がきわめて高いのです。15 年間この分野の研究をしてきた私の考えでは、いじめは個人間の問題としてだけではなく、社会的問題としてとらえるべきです。いじめっ子は将来、性的嫌がらせや、交際相手や配偶者への暴力、職場でのいじめなどに走る危険があるからです。人を自分の言いなりにし、威圧したいといういじめっ子の欲求は、高校を卒業したからなくなるというわけではないのです。

子どもにいじめを分かりやすく説明するアニメ（「Stop Bullying Now」運動のウェブサイトより）

問：ではどうすればこの悪循環を断てるのでしょうか。

答：米国では、学校、放課後の児童・生徒向けプログラム、宗教団体、ガールスカウトやボーイスカウトなど、あらゆる場でいじめ防止に努めることを提唱しています。また、子どもの定期検診を行う小児科医とも協力します。例えば、恒常的に腹痛を訴える子どもがいる場合、小児科医は、その子がいじめの被害に遭っているかどうかを聞きだすことができなければいけません。学校へ行って不安な思いをしたくないために、仮病を使っている可能性があるからです。小児科医がきちんと訓練を受けていれば、このような問題を見抜くことができます。新たな技術や電子メールを用いたいじめが議論されています。この種のいじめも確かに起きていますが、いじめが最もひんぱんに起きるのは今でも学校です。従って、子どもの発達過程に合ったいじめ防止策を、学校で全校挙げて取るべきなのです。

「Stop Bullying Now」は、ブッシュ大統領が提唱して 2003 年に始まった全米規模のいじめ防止運動です

私は種々のプログラムや、専門家、関係者との議論を通じて、発想の転換が必要であることを日本の聴衆に訴えてきました。現在日本では、いじめ防止は担任の教師に任せたいと考えているようです。けれども、私の見たところでは、教師はすでに 35 人から 40 人もの児童・生徒を受け持って手一杯の状況にあり、また大学で基本的な学級運営についての教育を受けていません。彼らは自己防衛意識が過剰で、学級で何か問題があると自分が至らないためだと受け止める傾向があります。教師を訓練することは大切ですが、教師だけでできることには限りがあります。日本のシステムに欠如しているのは、校内に何らかのメンタルヘルスの専門家を置くことです。「スクールカウンセラー」と呼ばれる人たちはいますが、せいぜい週末の２日間訓練を受ける程度で、ソーシャルワーカーのようなメンタルヘルスの専門家を訓練して学校に配属する制度は日本にはありません。そこを変える必要があると思います。いじめの問題にあらゆる角度から取り組み、誰もが一定の役割を担うことが必要です。

私は日本の聴衆に、国家規模での投資が必要だと言っています。経済力と知識を持った人は誰でも、この問題に自らが持つ資源を投じなければなりません。そうしなければ、いじめを防止する努力を持続させることができません。日本ではインフラが整っていないため、そうでなくても多忙な教師にいじめ防止まで任せようとするのは無理があります。

問：「Stop Bullying Now（今すぐいじめをなくそう）」運動とはどのようなものですか。

答：ブッシュ大統領が2003年に保健福祉省（ＨＨＳ）への指示という形で署名した全米規模の運動です。ウェブサイトはwww.stopbullyingnow.orgです。このサイトは専門家の文献を集めた情報センターになっており、学校関係者が児童・生徒や保護者の教育のために資料をダウンロードできます。保護者がこの問題について子どもと直接話し合うために、このサイトを使っているという話も聞きます。またこのサイト上の「ウェビソード（ウェブとエピソードの合成語）」は、いくつもの子どものフォーカスグループが個々の経験に基づいてさまざまなアイデアを出し合ってつくったものです。ハリウッドの映画監督も数人関与しましたが、内容は科学的根拠に基づいています。

米国では、現在23州が何らかの形でいじめ対策を設けていますが、こうした州は一般的に、子どもの自殺事件が起きた州です。多くの州では、いじめが問題があることを示唆するような惨事が起こっていないため、いじめに対する取り組みがなされていません。

問：子どもたちはさまざまな通信手段を使うことができるため、いわゆるネットいじめが発生し、これに対する懸念が出ています。現状はどうなっていますか。

答：ネットいじめについては、米国でも日本でも課題が山積しています。私の調査では、７年ほど前からこうした傾向についての質問項目を入れています。米国では、この問題の対策をすでに打ち出しています。例えば、登校時に子どもたちに携帯電話を学校に預けさせることは、非常に簡単な解決法です。日本でこれをやっているという話は私は聞いたことがありませんが、学校での携帯電話の所持が許されていれば、子どもたちは１日中携帯電話でメールを送り合うことができます。米国では、学校を新築する際には校舎の一部で携帯電話が通じないように設計していますし、学校でのパソコン使用も監視されています。授業中に児童・生徒が、教師やほかの児童・生徒について不適切なブログ投稿をする必要などないわけですから。ですが子どもたちは非常に賢く、いわゆる裏サイトも多数ありますから、学校側も事情に精通していないとこうしたサイトにたどり着くことができないわけです。私たちは、保護者向けのコンピューターの技能・技術教育に多くの時間を費やしています。保護者の皆さんには自分の子どもがソーシャルネットワーキング・サイトで使っているパスワードを入手して、どんな投稿をしているのか確かめるようお勧めします。子ども部屋にはパソコンを置かせないようにするなど、簡単な解決法はほかにもあります。私たちは、マイスペースやフェースブックなどのソーシャルネットワーキング・サイトの最高経営責任者と緊密に協力して、不健全なウェブサイトの削除の仕方を理解し始めたところです。投稿の内容については非常に懸念を持っていますが、言論の自由の問題もあり、どこまで許されるのか、判断が難しいところです。

クラスの人気者が中心になっていじめを行うエピソードを紹介するアニメ（「Stop Bullying Now」運動のウェブサイトより）

問：国際協力が可能なのはどのような分野でしょうか。

答：学校でのカウンセリングや学校心理学教育の分野での大学院生の教育で、協調する必要があります。台湾や香港、中南米諸国などで専門

家の育成を行うなど、米国では多数の大学が従来から、他国で合同プログラムを主催しています。米国の大学が日本や韓国の大学と提携して修士課程プログラムを立ち上げることもひとつの方法だと思います。修士号を取得して学校で働きたいという若者は、どちらの国にも大勢います。いじめの研究の世界は国際的にもまだ非常に狭く、米国ではたいへん革新的な研究が進められていますから、対話を始める機会は数多くあると考えます。

問：いじめ問題への取り組みがなされない場合の主な社会的デメリット、またいじめが防止された場合の主な社会的メリットは何でしょうか。

答：いじめ問題が放置されれば家庭内暴力や交際相手への暴力、性的暴行の発生率はさらに上昇するでしょう。また子どもの自殺が続き、教師のストレスは高まり、メンタルヘルスの面で懸念があると訴え続けるでしょう。反面、いじめを防止できれば、子どもたちの安心感が増して登校拒否は減り、殻に閉じこもっていた子どもたちも外に出てくるかもしれません。教師のストレスも減るでしょう。いじめのない安全な学校に通う児童・生徒の薬物使用率は低い傾向があり、教師の満足度は高く、保護者の満足度も高いのが普通です。いじめ対策が取られれば、最終的には児童・生徒の学業成績は上がることが分かっており、日米両政府もそれを望んでいるわけです。ですからいじめはそれだけが別個に起きていると見るのではなく、学校で起きているほかの問題と密接に関連しているというとらえ方をする必要があると思います。

Volunteerism

他人を助けよ—政府による ボランティア活動の勧め

マイケル・ジェイ・フリードマン
米国国務省国際情報プログラム局
専属ライター

われわれは新しい責任の文化の可能性を垣間見た。われわれは、自己よりも大きな目標のために奉仕する国民でありたい。

ジョージ・W・ブッシュ大統領

植民地時代の公共図書館や自警消防団の設立以来、米国民は長年、自らの時間、労力、金銭を提供して、公共の施設をつくり、同胞を助ける活動を熱心に行ってきた。米国の連邦、州、地方政府はこうした活動を高く評価しており、米国民がボランティア活動を継続し拡大することをますます奨励するようになっている。

第２次世界大戦中、米国農務省は、国民に対して、自ら菜園や果樹園をつくり、戦時下の食料不足を軽減するよう促した。2000 万人近くがこれに応じ、1943 年までには、米国で栽培される野菜の 40%近くが、こうした「勝利の菜園 (Victory Gardens)」で生産されるようになっていた。このようなボランティア農民は、自宅の庭、都市のビルの屋上、民間企業から提供された土地などを耕すことによって、戦時における自らの役割を果たした。

それに続く冷戦時代には、米国の指導者たちは、個々の米国民が持つ豊かな才能、エネルギー、利他的な奉仕精神を、他国民の尊敬を得るための貴重で実体的な手段とみなすようになった。米国民の活動を適宜、組織化して支援すれば、貧困を軽減し、経済発展を促すことによって、新興国の人々を援助することができる。そして同時に、米国社会を向上させ、米国が今以上に他国の手本になることができる、と考えたのである。

連邦議会図書館

政府の資金援助によるボランティア活動

多様性に富んだ社会では当然のことながら、米国の指導者たちは、国民のボランティア活動を奨励するために、数々の手法を用いた。ひとつは、政府の資金と資源を、特定のボランティア事業に費やすことであった。「平和部隊 (Peace Corps)」が、その

一例である。ジョン・Ｆ・ケネディ大統領は、1961 年の就任演説で、「あなたのために国は何をできるかを問うのではなく、あなたが国のために何をできるかを問いかけよう」と奉仕を呼びかけた。そうしたボランティア活動が「世界を真に明るくすることができる」とケネディは説いた。同年、大統領は平和部隊を創設した。平和部隊は、ボランティアを訓練して、健康、教育、農業プロジェクトなどの分野で必要な技能を身に付けさせ、その後、それぞれの外国政府の要望に合ったボランティアを各国に派遣した。1966 年までに、約１万 5000 人の米国民が、50 カ国近い国々で、奉仕活動に携わっていた。ジョージ・Ｗ・ブッシュ大統領は、平和部隊の規模を２倍にすることを約束した。

ケネディのあとを継いだリンドン・Ｂ・ジョンソン大統領は、ボランティア活動を奨励し、これを活用するために、政府主導の取り組みを多数導入した。その一例が、平和部隊の国内版ともいわれる「アメリカに奉仕するボランティア（Volunteers in Service to America: VISTA）」プログラムや、55 歳以上のボランティアに住宅建築から子どもの予防接種や環境保護に至るまでさまざまな奉仕活動の機会を提供する「退職高齢者ボランティア・プログラム（Retired and Senior Volunteer Program: RSVP）」である。今日では、RSVP と、そのほかの２つのプログラム、すなわち、「里祖父母プログラム（Foster Grandparent Program）」と「シニアコンパニオン・プログラム（Senior Companion Program）」が「シニアコー（Senior Corps）」を構成し、50 万人以上のボランティアに活動の機会を提供している。里祖父母プログラムは、助言や支援を必要とする傷つきやすい若者と高齢者ボランティアを引き合わせる事業であり、シニアコンパニオン・プログラムは、高齢のボランティアが、買い物や家事など日々の雑事をこなすことが困難な、自分より高齢のお年寄りを支援する事業である。

歴代の多くの大統領が、この手法を取ってきた。リチャード・ニクソン大統領が設立した連邦政府機関「アクション（ACTION）」から、ビル・クリントン大統領のボランティア計画「アメリコー（AmeriCorps）」に至るまで、指導者たちは、米国民の慈善活動に対するエネルギーを公益のために使ってもらえるようにするために政府を利用してきた。

政府によるボランティア活動の奨励

多くの米国人が政府の運営するボランティア事業を支持したのは確かだが、政府の役割を、地域社会のニーズを明確にするための情報を民間組織や個々のボランティアに提供することのみに限定すべきだと考えている人も多数いた。彼らは、公共心がある米国民は、自分たちで行動できると主張した。1981 年、ロナルド・レーガン大統領は、ホワイトハウスに「民間イニシアチブ室（Office of Private Sector Initiatives）」を設置して、企業や民間部門によるボランティア活動の計画立案の後押しに努めた。

レーガン大統領の後任であるジョージ・Ｈ・Ｗ・ブッシュ大統領は、1991 年の一般教書演説で、「われわれは自己より高いところにある目的に奉仕することに、意義と報酬を見出すことができる。それは、無数の光の点に照らし出された、輝かしい目的である」と記憶に残る言葉を述べた。今日、超党派の非営利・非政府組織である「ポインツ・オブ・ライト財団（Points of Light Foundation）」は、市民にボランティア活動の機会を提供している。同財団は、全米のボランティア活動を検索できるポータルサイト「1-800-volunteer.org」をはじめ、多彩なプログラムやサービスを運営して、社会のあらゆる領域の人々や企業が、地域社会や同じ米国民を支援するボランティア活動に参加するよう奨励している。

ジョージ・Ｗ・ブッシュ大統領は、2002 年１月の一般教書演説で、すべての国民に、少なくとも２年間（4000 時間に相当）を地域社会、国、そして世界のための奉仕活動にささげるよう求めた。ブッシュ大統領が創設した「ＵＳＡフリーダムコー（USA Freedom Corps）」は、非営利部門を強化し、ボランティアを表彰し、個人がボランティアの機会を見つけることを助ける活

動を行っている。

政府運営のプログラムを通じたものにせよ、民間組織を通じたものにせよ、米国民は勤勉を重んじる倫理観と思いやりの精神を持って、ボランティア活動に当たっている。このような精神は、シニアコーのボランティアである、ミシシッピ州メンデンホールのパーニシー・ウェルチの言葉に表れている。

私は、2001年６月からシンプソン郡のRSVPでボランティアをしており、オールドパール・コミュニティーセンター（Old Pearl Community Center）とコピア生活養護施設（Copiah Living Nursing Home）でボランティア活動を行っています。

ハリケーン・カトリーナのとき私の家は停電しました。運よくすぐに復旧したので、ほかの３世帯の冷凍庫のプラグをわが家のコンセントに差し込みました。うちのガスレンジを使って、数世帯分の料理も作りました。21人分の洗濯物を洗いましたし、地元の消防署に出向いて、氷、水、ＭＲＥ（軍隊用に開発された、パッケージ入りの調理済み食品）を受け取り、被災家族に届けました。また、全財産を失った人々に衣服を寄付したり、公共施設の作業員に軽食を出しました。それから、ほかの人たちと力を合わせ、地域の人々ためのカーニバルも催しました。

いろいろやりましたが、もっと多くのことができれば良かったのに、と思っています。

1961年、活動を開始したばかりの平和部隊の第１陣としてガーナに到着したボランティアー行。同年、平和部隊のボランティアが派遣された国は、このほかに５カ国だった（Peace Corps）

個人が率先しての取り組みを政府がどのように奨励するかについては、大統領によってさまざまな考え方があるが、ボランティア精神を米国社会の誇りとして支持している点では共通している。ロナルド・レーガン大統領は1986年に、ボランティア活動を評してこう述べた。「（ボランティア活動は）言論、集会、信仰の自由と同じように、われわれの生き方の根源にある、米国人の特徴のひとつである」。この言葉に異議を唱える者はいないだろう。

州・地方政府の取り組み

こうした連邦政府の取り組みが、ボランティアの機会を数多く提供しているものの、ボランティア活動は、大部分が州や地域の現象にとどまっている。広い世界を旅して困っている人々を助ける米国人もいるが、多くの人々は、主として家族や、友人、地域社会を対象にしたものに絞って活動している。そこで、州および地方政府は、こうした寛大な国民がその寛大さを生かす場を見つけられるようにするため、率先してさまざまな取り組みを行ってきた。

例えば、ウェストバージニア州は、「全国・地域社会奉仕委員会（Commission for National and Community Service）」を設置した。同委員会は、州民に対して「各自の時間と労力を提供することにより、周囲の人々の生活をより豊かで良いものにする」ことを奨励している。また、教育訓練、ボランティア団体の紹介プログラムなどのサービスを提供している。カリフォルニア州では、28のボランティア・センターのネットワークが、毎年65万人以上のボランティアに、約４万の地域社会に拠点を置くボランティア団体を紹介している。

地方自治体もボランティアの募集を熱心に行っている。そして多くの住民が、役に立つ技能

を身に付けたい、新しい友人を作りたい、あるいは純粋に人の役に立ちたいなどの理由から、喜んで協力している。コロラド州ラブランド市（人口５万8000人）は、ボランティア志願者に面接して、各人の目的や、仕事上の技能、ボランティア経験などを聞く。そして各ボランティアは、市の公園・緑地管理部門、図書館、有志消防団、その他の部門に配属される。例えば、ラブランド市の除雪奉仕隊のメンバーは、道路から高齢者や障害者の家の車庫までの通路の雪かきをしている。

ボランティア活動の事例を挙げようとすれば、米国内の地域社会の数だけ、いや、それ以上の数の事例を挙げることができるだろう。誰かを助けたいという衝動は、今も米国民の生活に不可欠な要素である。米国人は、「自分を高めたければ他人を助けよ」という教育者ブッカー・Ｔ・ワシントンの言葉を、自分たちの生活の組織原理として受け入れている。

****

市民参加を支援する政府の活動の詳細については、ポール・Ｃ・ライト著、”The Volunteering Decision: What Prompts It? What Sustains It?”、The Brookings Review、第20巻 第４号（2002年秋号）、45～47ページを参照してください。公開されているポスターは<http://library.thinkquest.org/15511/museum/garden.htm>でご覧になれます。

※本稿は、eJournal USA 2006年５月号に掲載の”Lifting Someone Else: Government Encouragement of Volunteer Efforts”の仮訳です。原文は以下のウエブサイトでご覧になれます。
<http://usinfo.state.gov/journals/itsv/0506/ijse/friedman.htm>

「米国大使館ファーストフライデー」プログラム

ジェフリー・ワインシェンカー
前在日米国大使館副領事

社会奉仕活動は、常に私の生活の重要な部分を占めてきました。ボランティア活動はそれにかかわるすべての人の生活を豊かにし、困っている人を助けます。2006年1月に東京の米国大使館に着任したとき、私は地域社会に貢献する機会を張り切って探しました。大使館のコミュニティーに強いボランティア精神があること、そしてその時々に社会奉仕活動を行って成功を収めてきた歴史があることを知って、勇気づけられました。一方で、ボランティア活動をしたいけれども何から始めてよいか分からない職員が多いことにも気付きました。日本では米国ほどボランティア活動が一般的ではありませんし、言葉の壁があるため、日本語を話さない外国人が、既存のボランティア活動を見つけ出すことは、多くの場合、難しいものです。

この社会奉仕の精神を十分に生かすために、同じくボランティア活動に情熱を持つ東京アメリカンセンター職員の大川沙良とチームを組んで、より正式な米国大使館のボランティア・プログラムをつくることにしました。そして、シーファー駐日米国大使から強い支援を受け、「米国大使館ファーストフライデー」を立ち上げたのです。米国大使館が後援するこの公式プログラムは、東京都内で毎月第1金曜日に行うボランティア・イベントを通じて、社会奉仕活動を推進することを目的としています。

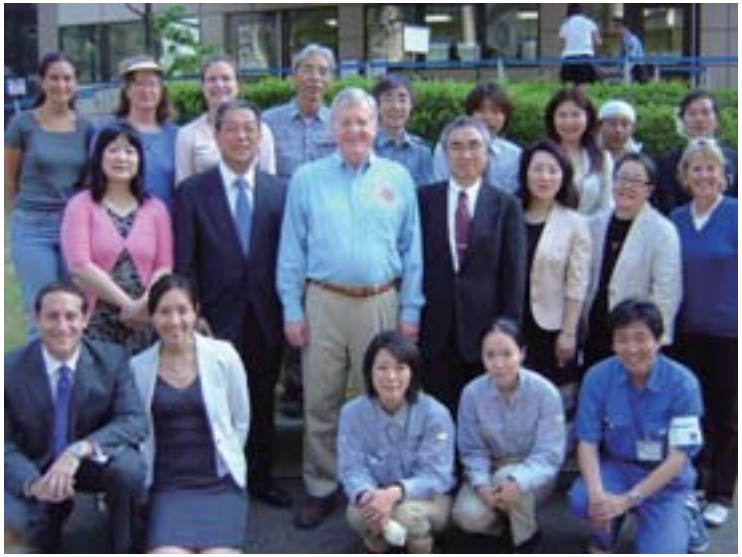

「ファーストフライデー」に参加したシーファー大使（中央）と米国大使館職員。最前列向かって左からワインシェンカー副領事（当時）と大川沙良（写真　米国大使館）

2007年6月の開始以来、米国大使館からは、数え切れないほどの米国人および日本人職員が、その家族とともに、ボランティアとして「ファーストフライデー」に参加し、近隣の地域社会に奉仕し、さまざまな慈善運動を支援してきました。これまでに次のような奉仕活動を行いました。

- 東京・赤坂地区でごみ拾いと花植え
- 児童養護施設「野の花の家」訪問
- 特別養護老人ホームでの音楽の演奏と手作り菓子の配布
- 地域の食糧配給所に食べ物を提供する非営利団体「セカンドハーベスト」での調理手伝い
- 小学校での米国の音楽と文化の紹介
- 癌研究会有明病院でのクリスマスコンサート

シーファー大使と夫人も「ファーストフライデー」の活動に積極的に参加しています。また、大使からの指示により、この活動に参加する職員には、数時間仕事を休むことが認められています。

地域社会に奉仕することが私たちの最大の目的ですが、私たちは副次的な目標も達成しました。それは、関係するすべての人にとっての文化的境界線をなくす、ということです。入院患者と歌を歌っても、子どもたちとスポーツを楽しんでも、障害を持つ方たちと午後のお茶を飲んでいても、私たちは異なる文化に育った人々を引き合わせ、個人対個人のレベルで影響を及ぼしています。これこそパブリック・ディプロマシーだと思います。「ファーストフライデー」は、米

国大使館と日本人社会の間の友情を育むために一役買っています。

これまでのところ、「ファーストフライデー」に対しては、ボランティア活動をする側からもされる側からも、極めて好意的な反応が返ってきています。2008 年にはさらに多くのボランティア活動を計画しています。私は、このプログラムに対する、米国大使館内外からの参加と支援を非常にありがたいと感じています。そして、「ファーストフライデー」が今後も成功し続けることを願っています。

編集部注：「ファーストフライデー」プログラムは、第１金曜日以外の日に行われることもあるようになったため、現在は「米国大使館地域奉仕活動」プログラムと呼ばれています。活動内容は変わっていません。

トイズ・フォー・オーファンズ

ダニエル・マングラム
米国海兵隊一等軍曹

問：「トイズ・フォー・オーファンズ（Toys for Orphans）」について教えてください。

答：トイズ・フォー・オーファンズは、在日米国大使館職員が寄付した新しいおもちゃを、日本の児童養護施設で暮らす子どもたちに配る活動です。毎年 11 月中旬から寄付を募り始めます。昨年は多くの職員から協力を得て、２カ所の養護施設で暮らす 93 人の子どもたちに各自２つずつおもちゃを贈ることができました。このほか、大使館の各部署が集めたお金で、子どもたちに帽子と手袋を買うことができましたし、養護施設に約５万円ずつ寄付もしました。一方の養護施設にはシングルマザーも 10 ～ 15 人ほど暮らしているので、彼女たちには新しいメーキャップ用品をプレゼントとして用意し、職員にはチョコレートと花を贈りました。今年はこれ以上の成果を上げたいと思っています。

問：プレゼントはどうやって子どもたちに渡すのですか。

答：昨年は、私のほか３人の海兵隊員が、海兵隊の礼服「ブルードレス」を着てプレゼントを配りました。私の妻と２人の娘のほか、米国大使館の日本人職員も同行して手伝ってくれました。バスで養護施設に向かい、子どもたちが教室にいるときにプレゼントを手渡しました。おもちゃは包装して、性別と年齢に適したものがもらえるようにタグを付けます。最初に行った養護施設では子どもたちと共に昼食を食べました。どちらの養護施設でも子どもたちと話したり、一緒に遊んだり、写真を撮るなどして楽しく過ごしました。

問：子どもたちの反応はどうでしたか。

答：大喜びでした。多くの子どもたちは海兵隊の制服に興味を持ち、触ったり、帽子をかぶりたがりました。参加した海兵隊員たちは皆、子どもたちとの触れ合いを本当に楽しんでいましたし、若い海兵隊員には良い影響を与えたと思

います。私の４歳と２歳の娘たちもプレゼントの配布を手伝って、楽しい時間を過ごしました。上の娘は、子どもたちのためにクリスマスソングを歌いました。

問：このプログラムの意味はどういうところにありますか。

答：米国人にとって、クリスマスは施しの季節です。私にとっては、子ども、特に親のいない子どもに微笑んでもらえることはとても意味があります。

問：このプログラムは海兵隊にとってもメリットがありますか。

答：もちろんです。子どもたちの多くは、あの時まで米国人に会ったことがなかったと思います。ましてや、海兵隊員など見たことがあるはずがありません。海兵隊員は、プレゼントを持ってくれてきたお兄さんとして、あの子どもたちの記憶に残るでしょう。第一印象というものは、永遠に消えないものです。

平和部隊での活動

エリン・エディー
在日米国大使館副領事

問：ボランティアに興味を持ったきっかけを教えてください。

答：社会奉仕活動を重んじる家庭に生まれた私は、ボランティアの伝統の中で育ちました。子どものころは常に、学校や教会、地域社会が主催するイベントや活動を通じて、ボランティア・プロジェクトに参加するという素晴らしい機会に恵まれていました。大学時代にはスラム街に住む子どもたちに読み書きを教えるプログラムでボランティアのコーディネーター兼教師を務めていました。ボランティアたちは通常、３～４年間、同じ子どもを担当するので、１人の子どもに深くかかわることになり、誰にとっても貴重な経験となりました。

問：平和部隊での生活はどうでしたか。

答：応募してから選抜されるまで手続きに時間がかかりましたが、大学卒業後すぐに衛生教育ボランティアとしてエクアドルに派遣されることになりました。各研修グループは「オムニバス」と呼ばれ、私のオムニバスには 27 人が参加しました。エクアドルの首都キト近郊で３カ月間の技術研修とスペイン語の講習を受けた後、それぞれの担当地域に向かい、そこで２年間、村人たちと生活を共にし、活動しました。私が派遣されたのは人里離れた村で、満潮時には陸地の一部が海に沈んで島になるようなところでした。舗装道路はなく、干潮時にトラックが潮の引いた砂の上を通って行き来するしかありませんでした。潮の干満によって村を出入りするタイミングを計らなければなりませんでした。

問：その村ではどのような仕事をしたのですか。

答：私が村人たちと協力して取り組んだ最初のプロジェクトのひとつが、傷つきやすいマングローブから遠く離れた適当な場所にトイレを掘ることでした。また、高校生にＨＩＶ・エイズのまん延を防ぐ方法を教える、ＨＩＶ・エイズ予防教育プログラムを実施しました。家庭菜園プロジェクトにも参加しました。この地域ではビタミンＡ欠乏症が見られたので、ニンジンやパパイアなどの野菜や果物を栽培して食べることがとても重要でした。ほかに、子どもを産んだばかりの母親に母乳で育てることや哺乳（ほにゅう）瓶を消毒することの重要性を教えるプログラムも立ち上げました。汚染された水が１滴入っただけでも、乳児は重い病気にかかってしまいます。熱帯地方の農村部では、予防法に関する知識があり、それに取り組んでいても、さまざまな感染症のリスクが非常に高くなっています。私も滞在中にさまざまな病気にかかりました。

問：平和部隊の活動に対して地元の人たちはどのような反応を示しましたか。彼らとの関係はどうでしたか。

答：ポリオと破傷風の予防接種のために、エクアドル人の医療関係者とボートで川をさかのぼって遠く離れた村に行ったことがありますが、多くの場合、私が村の住民にとって生まれて初めて会った外国人でした。彼らは私に好奇心を持つとともに、私に感謝して、そのお返しとしてとても深い友情を示してくれました。

音楽は共通の関心事項のひとつであり、私が地域社会へのかかわりを深め、公式プログラム以外で村人たちとつながりを持つために役立ちました。子どものころからバイオリンを弾いていたこともあり、バイオリンと似ている点があるギターを習いたいと常々思っていました。ギターはエクアドル中で最も人気のある楽器のようでしたし、エクアドルの伝統的な歌を習うことができてわくわくしました。一方、彼らも私が歌う「ホテル・カリフォルニア」に聞き飽きることはありませんでした。当時、エクアドル沿岸部ではこの曲がとてもはやっていたのです。エクアドルの友人や近所の人々と過ごした素晴らしい思い出がたくさんあります。

問：平和部隊での経験からどのようなことを学びましたか。

答：人間同士がお互いの人生にどのような影響を与えることになるかは、誰にも分からないこと、そして私自身がほかの人の人生に大きな影響を及ぼすことができるかもしれないことに気付きました。私が村を離れる前に、村人が私のところに来て、私が彼らに示した友情や彼らのためにした仕事が彼らにとってどれほど重要な意味を持っていたかを話してくれました。エクアドルでの経験から、何が本当に重要かを大局的に見ることができるようになりました。チャンスが巡ってきたときに志願して良かったと思います。

エディーたちボランティアが滞在した宿舎の台所
（写真提供　エリン・エディー）

連邦政府共同寄付運動（Combined Federal Campaign）

キャサリン・ジャイルズ＝ディアズ
在日米国大使館広報・文化交流部
プログラム企画室長

問：連邦政府共同寄付運動（ＣＦＣ）とは何ですか。

答：慈善団体に寄付するための、連邦政府職員を対象にした組織的な仕組みを提供するプログラムで、1961 年に設立されました。

問：集めたお金はどこへ行くのですか。

答：各種慈善団体に寄付されます。それがこの運動の良いところです。連邦政府職員は何百もの慈善団体から選んで寄付することができます。職員が、情報に基づいて支援する慈善団体を決めることができるよう、ワシントンにいるＣＦＣのコーディネーターが各団体を調査して情報を提供します。環境保護プログラム、女性を対象にしたシェルターなど、あらゆる種類の団体から選ぶことができます。寄付は給料日ごとに給料から差し引かれるので、職員にとってはとても便利です。また、所得控除の対象となっています。

問：秋にＣＦＣのキャンペーンがあるそうですが、どのようなことをするのですか。

答：米国内および世界中の米国大使館で働くボランティアが、職場内で協力してカタログなどの資料を配布し、参加を呼びかけます。キャンペーン期間は 10 月から 12 月までの約２カ月で、関心を示した職員には翌年の寄付を約束するカードを配ります。

問：皆さん、いくら寄付するのですか。

答：人それぞれです。給料日ごとに５ドル寄付する人もいれば、数百ドルの人もいます。実のところ、本当に驚くほどの寄付が集まります。今年、日本にある米国政府機関全体で集めた寄付金額は３万ドルでした。米国政府全体ではおよそ２億 7000 万ドルでした。

問：ＣＦＣには規模のメリットがありますか。

答：絶対にあります。官僚機構は融通が利かないと見られがちですが、この場合には、官僚機構であるからこそ、物事を効率的に処理できるのです。なぜなら、官僚機構は巨大であり、このような活動を調整するために数の強みを利用できるからです。これは、関係者全員にとってメリットがあります。政府職員にとっては便利であり、慈善団体を助けることにもなります。慈善団体が独力で支援を求める活動をしなければならないとしたら、これほど多くの人に接触することはできなかったでしょう。ですから、この運動は慈善団体にとっても運営費の節約というメリットがあります。お金が慈善団体に渡るようにするための、非常に効率的な方法です。

問：慈善団体に寄付するメリットは何だと思いますか。

答：自分の個人的な経験からしか言えませんが、私はこれまでさまざまな幸運に恵まれてきたと思います。成長し、大学へ行く過程で、私はさまざまな支援を受けてきました。そして、個人的に、その恩返しをしたいと感じています。また、この活動は、人々が強く信じている「大義」を支持していることを示す良い方法でもあります。

ＣＦＣの公式ロゴ